

【事例 4】住宅取得等資金の非課税を適用し暦年課税を選択する場合

私は、自分の住宅用の家屋の新築するために、祖父から現金 1,800 万円の贈与を受けました。家屋は、省エネ等住宅（60 ページ参照）であり、平成 24 年中に完成し居住を始めています。この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税（注）を適用し暦年課税により申告します。

(注) 特例の概要については 59 ページを、チェックシート及び添付書類については 38 ページ及び 39 ページの㊟-1 を参照してください。

提出用

税務署
受付印

札幌西 税務署
平成 25 年 2 月 27 日提出

平成 24 年分贈与税の申告書

FD 4 7 2 3

〒XXXX-XXXX(電話 XXX-XXXX-XXXX)

住所
札幌市西区 00 条 4 丁目 X 番 X 号

フリガナ
前フリガナは、必ず記入してください。
ユヤマ ジロウ

氏名
甲山 二郎

生年月日
3 4 9 年 0 6 月 1 1 日

職業
会社員

税務署整理欄 (記入しないでください。)

整理番号

名簿

申告書提出年月日

財産

事案

災害等延長期限

細目

処理

出国年月日

コード

訂正

死亡年月日

関与区分

修正

明治 1, 大正 2, 昭和 3, 平成 4

(単位は円)

I 暦年課税

贈与者の住所・氏名 (フリガナ)
申告者との続柄・生年月日

取得した財産の明細

財産を取得した年月日

住所

現金

現金

平成 24 年 07 月 27 日

フリガナ
ユヤマ ジロウ

続柄

預貯金

(住宅取得等資金)

氏名
甲山 太郎

生年月日
明・大・昭・平 年 月 日

申告書第一表の二の二のり

住所

フリガナ

続柄

氏名

生年月日
明・大・昭・平 年 月 日

住所

フリガナ

続柄

氏名

生年月日
明・大・昭・平 年 月 日

財産の価額の合計額 (課税価格)

①

配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、.....☐ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)

②

基礎控除額

③

②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】

④

④に対する税額 (申告書第一表 (控除) の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。)

⑤

外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)

⑥

差引税額 (⑤-⑥)

⑦

相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

II 特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑩の金額の合計額)

⑧

特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑪の金額の合計額)

⑨

III 合計

課税価格の合計額 (①+③)

⑩

差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨) 【100円未満切捨て】

⑪

農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑤の金額)

⑫

株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税)」の 3 の ④ の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) (別表)」の 2 の ② の金額)

⑬

申告期限までに納付すべき税額 (⑩-⑫-⑬)

⑭

この申告書が修正申告書である場合

差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑩-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑩)

⑮

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑩-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑩)

⑯

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

⑰

税理士法第30条の書面提出有

⑱

税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印

確認者 ㊟

(資 5-10-1-1-A 4 統一) (平24.10)

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

転記します。
(注) ㉔又は、
㉕が 0 の場
合には「I 暦
年課税分」に
記入する必
要はありません。

提出用

平成24年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

受贈者の氏名		甲山 二郎	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。			
私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1)		(単位は円)	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所 札幌市西区△△条×丁目×番×号	札幌市西区△△条×丁目×番×号	平成24年07月27日	18000000
フリガナ コウヤマ タロウ	続柄 祖父	平成□□年□□月□□日	□□□□□□□□
氏名 甲山 太郎		□□□□□□□□	□□□□□□□□
生年月日 明・大・昭・平 9年5月20日		□□□□□□□□	□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額		(26)	18000000
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所		平成□□年□□月□□日	□□□□□□□□
フリガナ	続柄	平成□□年□□月□□日	□□□□□□□□
氏名		□□□□□□□□	□□□□□□□□
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		□□□□□□□□	□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額		(27)	□□□□□□□□
非課税限度額 (1,500万円又は1,000万円) (注2)		(28)	15000000
②⑥のうち非課税の適用を受ける金額	(29)	15000000	□□□□□□□□
②⑦のうち非課税の適用を受ける金額	(30)	□□□□□□□□	□□□□□□□□
非課税の適用を受ける金額の合計額 (②⑨+③①) (②⑨の金額を限度とします。)	(31)	15000000	□□□□□□□□
②⑥のうち課税価格に算入される金額 (②⑥-②⑨)	(32)	3000000	□□□□□□□□
②⑥に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を 転記します。	(33)	□□□□□□□□	□□□□□□□□
②⑦のうち課税価格に算入される金額 (②⑦-③①)	(34)	□□□□□□□□	□□□□□□□□
②⑦に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を 転記します。	(35)	□□□□□□□□	□□□□□□□□
②又は③①に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との 続柄・生年月日」欄の記載は、②又は③①の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。			

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成24年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日 25・2・27 提出した税務署 札幌西 税務署

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第6項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「1,000万円」となります。

※ 税務署整理欄 整理番号 □□□□□□□□ 名簿 □□□□□□ 確認 □□□□□□

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一) (平24.10)

(注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額

ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

非課税限度額は(注2)を参照してください。

事例4

【事例5】住宅取得等資金の非課税と相続時精算課税選択の特例を適用する場合

私は、自分の住宅用の家屋を新築するために、父から現金4,000万円の贈与を受けました。家屋は、省エネ等住宅（60ページ参照）であり、平成24年中に完成し、居住を始めています。この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税（注）を適用するとともに、相続時精算課税を選択します。父は65歳未満であるため、相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。

（注） 特例の概要については59ページ及び63ページを、チェックシート及び添付書類については38ページ及び39ページの㊸-1と42ページ及び43ページの㊸-1を参照してください。

豊橋 平成25年3月1日提出 平成24年分贈与税の申告書 F D 4 7 2 3

提出用 贈与税申告書

住所 豊橋市〇〇××丁目×番×号

フリガナ イゼヤ 一郎

氏名 名古屋 一郎

生年月日 360年09月06日 職業 会社員

税務署整理欄（記入しないでください。）

整理番号 名簿 申告書提出年月日 財産 事案 災害等延長期限 細目 処理 出国年月日 コード 訂正 死亡年月日 関与区分 修正

（単位は円）

贈与者の住所・氏名（フリガナ） 取得した財産の明細 財産を取得した年月日

住所 申告者との続柄・生年月日 種類 数量 単価 価額

住所 平成 年 月 日

フリガナ 続柄 円 債

氏名 円 債

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

住所 平成 年 月 日

フリガナ 続柄 円 債

氏名 円 債

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

住所 平成 年 月 日

フリガナ 続柄 円 債

氏名 円 債

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

財産の価額の合計額（課税価格） ①

配偶者控除額（右の事実に基づき、………□私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。） ②

基礎控除額 ③

②及び③の控除後の課税価格（①-②-③）【1,000円未満切捨て】 ④

④に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。） ⑤

外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。） ⑥

差引税額（⑤-⑥） ⑦

相続時精算課税分（「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」を作成してください。）

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 ⑧

特定贈与者ごとの差引税額の合計額 ⑨

課税価格の合計額（①+⑧） ⑩

差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦+⑨））【100円未満切捨て】 ⑪

農地等納税額予税額（「農地等の贈与税の納税額予税額の計算書」の⑤の金額） ⑫

株式等納税額予税額（「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）」の3の④の金額又は「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）（別表）」の2の②の金額） ⑬

申告期限までに納付すべき税額（⑪-⑫-⑬） ⑭

この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑪） ⑮

申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑫） ⑯

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有 通信日付印

税理士法第33条の2の書面提出有 確認者 印

（資5-10-1-1-A4統一）（平24.10）

暦年課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

申告書第二表の⑪（35ページ参照）から転記します。

申告書第二表の⑮（35ページ参照）から転記します。

提出用

平成24年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税務署受付印		受贈者の氏名	
次は、住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。		名古屋 一郎	
私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1)		(単位は円)	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	
住所 豊橋市〇〇△丁目×番×号	豊橋市〇〇△丁目×番×号	平成24年09月06日	
フリガナ イゴヤ シロウ	続柄 父	住宅取得等資金の金額	
氏名 名古屋 吉郎		40000000	
生年月日 明・大・昭・平 34年10月18日		平成□年□月□日	
住宅取得等資金の合計額	②6	40000000	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	
住所		住宅取得等資金の金額	
フリガナ		平成□年□月□日	
氏名		平成□年□月□日	
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		平成□年□月□日	
住宅取得等資金の合計額	②7		
非課税限度額 (1,500万円又は1,000万円) (注2)	②8	15000000	
②6のうち非課税の適用を受ける金額	②9	15000000	
②7のうち非課税の適用を受ける金額	③0		
非課税の適用を受ける金額の合計額 (②9+③0) (③0の金額を限度とします。)	③1	15000000	
②6のうち課税価格に算入される金額 (②6-②9) (③に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	③2	25000000	
②7のうち課税価格に算入される金額 (②7-③0) (③に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	③3		
③又は③に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、③又は③の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。			

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

第一表の二(平成24年分用) (第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

申告書第二表の財産の価額(35ページ参照)に転記します。

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成24年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日 25.3.1 提出した税務署 豊橋 税務署

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第6項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「1,000万円」となります。

※ 税務署整理番号 □ □ □ □ □ □ □ □ 名簿 □ □ □ □ □ □ 確認 □ □ □ □ □ □ □ □

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一)(平24.10)

- (注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。
- ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。
- ① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額
- ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

○ 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第一表の二（「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人のみ）及び第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」（74 ページ参照）の提出が必要となります。

○ 申告書第二表は、特定贈与者（5 ページの3（注）2 参照）ごとに作成します。

平成 24 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

FD4732

受贈者の氏名 名古屋 一郎

提出用

次の特例の適用を受ける場合には、☐の中にレ印を記入してください。

☒ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税の特例の適用を受けます。（単位は円）

特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細	財産を取得した年月日
種別	細目	数量
住所	現金、 預貯金等	現金 (住宅取得等資金)
フリガナ	所在場所等	固定資産税評価額
氏名	申告書第一表の二の通り	倍 数
続 柄		財 産 の 価 額
生 年 月 日		平成 24 年 09 月 06 日
		25000000
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月 日
		
		平成 年 月

(平成21年分以降用)

税務署受付印		相 続 時 精 算 課 税 選 択 届 出 書	
平成 25 年 3 月 1 日		住所 又は 居 所	〒XXX-XXXX 電話 (XXX - XXXX - XXXX)
豊 橋 税務署長		フリガナ	豊橋市〇〇XX丁目X番X号
		氏 名	イ イ ヤ イチロウ
		(生年月日)	名古屋 一郎 (大・昭・平 60 年 9 月 6 日)
		特定贈与者との続柄	長 男

私は、下記の特定贈与者から平成 24 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住 所 又は居所	豊橋市〇〇△丁目X番X号
フリガナ	イ イ ヤ イチロウ
氏 名	名古屋 吉郎
生年月日	明・大・昭・平 34 年 10 月 18 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類

次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1) ☒ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
- ① 受贈者の氏名、生年月日
- ② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること
- (2) ☒ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (3) ☒ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
- (4) ☒ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が 65 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (注) 1 租税特別措置法第 70 条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))の適用を受ける場合には「平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
- 2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が 65 歳に達した時以後(租税特別措置法第 70 条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成 15 年 1 月 1 日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	☑	電話番号	
-------	---	------	--

※ 税務署整理欄	届 出 番 号	—	名 簿		確 認
----------	---------	---	-----	--	-----

※印欄には記入しないでください。

(資5-42-A 4 統一) (平24.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

「24」と記入してください。

平成 24 年中に特定贈与者(5ページの3(注)2参照)の推定相続人となった場合以外は記入する必要はありません。

◎ 住宅取得等資金の贈与の特例に係るチェックシート及び添付書類の区分

下に掲げる表の区分に応じて使用するチェックシートが異なります。

なお、各特例のチェックシートの裏面には、その適用に必要な書類の一覧が記載されています。

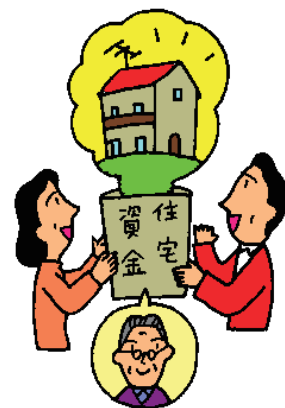
また、「**①住宅取得等資金の非課税**」の概要については 59 ページを、「**②相続時精算課税選択の特例**」の概要については 63 ページを、「**③震災に係る住宅取得等資金の非課税**」の概要については 73 ページを参照してください。

住宅用の家屋の取得等の 状態 適用を受けようとする 特例の種類	① 住宅取得等資金 の非課税 〔非課税限度額〕 1,500 万円又は 1,000 万円	② 相続時精算課税 選択の特例	③ 震災に係る住宅取得 等資金の非課税 〔東日本大震災の被害を受けられた場合の特例〕
新 築 〔注文住宅（請負契約）などにより住宅用の家屋を新築した場合〕	①－1 (38 ページへ)	②－1 (42 ページへ)	①－1 ＋ ③－1 (38、46 ページへ)
取 得 〔建売住宅や分譲マンションを売買契約などにより住宅用の家屋として購入した場合〕			
増改築等 〔住宅用の家屋に対して増築又は改築などの工事をした場合〕	①－2 (40 ページへ)	②－2 (44 ページへ)	①－2 ＋ ③－2 (40、48 ページへ)

(注) 「**新築**」には、平成 25 年 3 月 15 日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

「**増改築等**」には、平成 25 年 3 月 15 日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

なお、「**取得**」の場合には、これらの状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合でも、平成 25 年 3 月 15 日までにその引渡しを受けていなければなりません。



平成 24 年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **㊤-1 新築又は取得用**

このチェックシートは、平成 24 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「11」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
 なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫（直系卑属）ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 4 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたの、平成 24 年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000 万円以下ですか。	は い	いいえ
4	あなたは、平成 21 年分から平成 23 年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」又は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。 （注）平成 23 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがある人は、その非課税限度額（1,000 万円）からその適用を受けた金額を控除した残額について「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けられる場合があります。	いいえ	は い

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人から住宅用の家屋の新築又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
6	平成 25 年 3 月 15 日までにあなたの居住の用に供する（供している）住宅用の家屋の新築又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価又は工事の費用に充てましたか。 また、平成 25 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（その工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋を取得していますか。 （注）「工事の完了に準ずる状態」とは、屋根を有し、建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
7	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上 240 ㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	は い	いいえ
8	【住宅用の家屋を「取得」した人のみ記入してください。】 取得した住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのないもの ② 建築後使用されたことのあるもので、その取得の日以前 20 年以内（耐火建築物の場合は 25 年以内）に建築されたもの （注）耐火建築物とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのあるもので、地震に対する安全性に係る基準に適合するものとして 39 ページの「添付書類一覧㊤-1」の「No.6・7・8」に掲げる書類により証明されたもの	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

9	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか。 （注）日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれにも該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時に、日本国籍を有していること。 b 受贈者又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有したことがあること。	は い	いいえ
10	既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか。又は、平成 25 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。	は い	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

11	あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋であることにつき、39 ページの「添付書類一覧㊤-1」の「No.11」に掲げる書類により証明されたものですか。 【非課税限度額は、「はい」を○で囲んだ人は 1,500 万円、「いいえ」を○で囲んだ人は 1,000 万円です。】	【非課税限度額】	
		はい ⇒ 1,500 万円	
		いいえ ⇒ 1,000 万円	

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ

受贈者の氏名：

平成 24 年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **④-1** **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、平成 24 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.」は、38 ページのチェックシート④-1 の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1 ・ 2	○ 受贈者の戸籍の謄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	☐
3	○ 源泉徴収票 など平成 24 年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	☐
4	平成 21 年分から平成 23 年分までの贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 (注) 添付書類として提出する必要はありません。	☐

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	○ 住宅用の家屋に係る工事の請負契約書や売買契約書など新築又は取得 （その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。） をした相手方を明らかにする書類 (注) 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	☐
6 ・ 7 ・ 8	【平成 25 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了又は取得している場合】 ○ 登記事項証明書 (注) 1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されている土地等を取得したときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。 ○ 耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し（取得した家屋が、チェックシート④-1の「8」の③のみに該当する場合に必要となります。） (注) その家屋の取得前 2 年以内にその証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限ります。 【平成 25 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了に準ずる状態の場合】 ○ 新築に係る工事の請負契約書などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類又はその写し ○ 新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限りします。） ○ 新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐

○「受贈者の居住」に関する事項

9 ・ 10	【平成 25 年 3 月 15 日までに居住した人】 ○ 受贈者の住民票の写し (注) 新築又は取得をした住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、その住宅用の家屋の所在場所が本人の住所として記載されているものに限りします。 【平成 25 年 3 月 15 日までに居住していない人】 ○ 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ○ 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐
--------------	--	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

11	【38 ページのチェックシート④-1の「11」の「はい」を○で囲んだ人のみチェックしてください。】 【平成 25 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了又は取得している場合】 次に掲げるいずれかの書類 ① 住宅性能証明書 ② 建設住宅性能評価書の写し ③ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書若しくはその写し又は認定長期優良住宅建築証明書 (注) ①及び②は、取得の場合は、その家屋の取得前 2 年以内又は取得の日以降にその証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限りします。 【平成 25 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了に準ずる状態の場合】 ○ 新築をした住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐
----	--	--------------------------

平成 24 年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **④-2 増改築等用**

このチェックシートは、平成 24 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「12」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
 なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫（直系卑属）ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 4 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたの、平成 24 年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000 万円以下ですか。	は い	いいえ
4	あなたは、平成 21 年分から平成 23 年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」又は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。 （注） 平成 23 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがある人は、その非課税限度額（1,000 万円）からその適用を受けた金額を控除した残額について「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けられる場合があります。	いいえ	は い

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人から住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
6	平成 25 年 3 月 15 日までにあなたの居住の用に供する（供している）住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価又は工事の費用に充てましたか。 また、平成 25 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（その工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 （注） 「工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根を有し、建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
7	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上 240 ㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	は い	いいえ
8	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき 41 ページの「添付書類一覧④-2」の「No.8」に掲げる書類により証明されたものですか。	は い	いいえ
9	増改築等に係る工事に要した費用の額は 100 万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の 2 分の 1 以上が、あなたの居住の用に供される部分の工事に充てられていますか。	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

10	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか。 （注） 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれにも該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時に、日本国籍を有していること。 b 受贈者又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有したことがあること。	は い	いいえ
11	既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか。又は、平成 25 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。	は い	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

12	あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋（以下「省エネ等住宅」といいます。）であることにつき、41 ページの「添付書類一覧④-2」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものですか。 【非課税限度額は、「はい」を○で囲んだ人は 1,500 万円、「いいえ」を○で囲んだ人は 1,000 万円です。】	【非課税限度額】	
		はい ⇒	1,500 万円
		いいえ ⇒	1,000 万円

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ

受贈者の氏名：

平成 24 年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **④-2 増改築等用**

この添付書類一覧は、平成 24 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.」は、40 ページのチェックシート④-2 の番号に対応しています）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1 ・ 2	○ 受贈者の戸籍の謄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	☐
3	○ 源泉徴収票 など平成 24 年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	☐
4	平成 21 年分から平成 23 年分までの贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 (注) 添付書類として提出する必要はありません。	☐

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	○ 住宅用の家屋に係る工事の請負契約書など増改築等 （その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。） をした相手方を明らかにする書類 (注) 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	☐
6 ・ 7	【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 登記事項証明書 (注) 1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されている土地等を取得したときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。 【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了に準ずる状態の場合】 ○ 増改築等に係る工事の請負契約書などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類又はその写し ○ 増改築等に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限りします。） ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐
8	【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 次に掲げる いずれか の書類 ① 確認済証の写し ② 検査済証の写し ③ 増改築等工事証明書	☐
9	○ 増改築等に係る 工事の請負契約書 など(その増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの又はその写し)	☐

○「受贈者の居住」に関する事項

10 ・ 11	【平成 25 年 3 月 15 日までに居住した人】 ○ 受贈者の戸籍の附票の写し など (注) 増改築等の工事後の住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、増改築等の工事前後にその増改築等をした家屋に居住している（居住していた）ことを明らかにする書類に限りします。	【平成 25 年 3 月 15 日までに居住していない人】 ○ 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ○ 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐
---------------	--	--	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

12	【40 ページのチェックシート④-2 の「12」の「はい」を○で囲んだ人のみチェックしてください。】 【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 次に掲げる いずれか の書類 ① 住宅性能証明書 ② 建設住宅性能評価書の写し ③ 増改築等工事証明書 (注) ③は、増改築等をした家屋が省エネ等住宅であるものにつき、証明されたものに限りします。	【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了に準ずる状態の場合】 ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐
----	---	--	--------------------------

平成 24 年分「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート ③-1 新築又は取得用

このチェックシートは、平成 24 年中に贈与を受けた金銭に対して、「相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてその特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子である推定相続人（子が亡くなっているときには孫を含みます。）ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 4 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人から住宅用の家屋の新築又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
4	平成 25 年 3 月 15 日までにあなたの居住の用に供する（供している）住宅用の家屋の新築又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価又は工事の費用に充てましたか。 また、平成 25 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（その工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋を取得していますか。 （注）「工事の完了に準ずる状態」とは、屋根を有し、建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
5	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は <u>50 ㎡以上</u> で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 （参考）「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240 ㎡以下）がありますのでご注意ください。	は い	いいえ
6	【住宅用の家屋を「取得」した人のみ記入してください。】 取得した住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのないもの ② 建築後使用されたことのあるもので、その取得の日以前 20 年以内（耐火建築物の場合は 25 年以内）に建築されたもの （注）耐火建築物とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのあるもので、地震に対する安全性に係る基準に適合するものとして 43 ページの「添付書類一覧③-1」の「No.4・5・6」に掲げる書類により証明されたもの	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

7	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか。 （注）日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれにも該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時に、日本国籍を有していること。 b 受贈者又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有したことがあること。	は い	いいえ
8	既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか。又は、平成 25 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。	は い	いいえ

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ

受贈者の氏名：

平成 24 年分「相続時精算課税選択の特例」の添付書類一覧 **②-1 新築又は取得用**

この添付書類一覧は、平成 24 年中に贈与を受けた金銭に対して、「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.1～8」は、42 ページのチェックシート②-1 の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1 ・ 2	○ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人であること	☐

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋に係る工事の請負契約書や売買契約書など新築又は取得 （その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。） をした相手方を明らかにする書類 （注） 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	☐
4 ・ 5 ・ 6	【平成 25 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了又は取得している場合】 ○ 登記事項証明書 （注）1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されている土地等を取得したときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。 ○ 耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し（取得した家屋が、42 ページのチェックシート②-1 の「6」の③のみに該当する場合に必要となります。） （注） その家屋の取得前 2 年以内にその証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限りします。	☐
	【平成 25 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了に準ずる状態の場合】 ○ 新築に係る工事の請負契約書などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類又はその写し ○ 新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限りします。） ○ 新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐

○「受贈者の居住」に関する事項

7 ・ 8	【平成 25 年 3 月 15 日までに居住した人】 ○ 受贈者の住民票の写し （注） 新築又は取得をした住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、その住宅用の家屋の所在場所が本人の住所として記載されているものに限りします。	☐
	【平成 25 年 3 月 15 日までに居住していない人】 ○ 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ○ 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐

◎ その他に必要な添付書類

9	○ 相続時精算課税選択届出書	☐
10	○ 受贈者の戸籍の附票の写し などで、受贈者が 20 歳に達した時以後又は受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類	☐
11	○ 贈与者の住民票の写し などで、贈与者の氏名、生年月日を証する書類	☐
12	○ 贈与者の戸籍の附票の写し などで贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類 （注） 贈与者の住民票の写しを添付する場合で、平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、贈与者の戸籍の附票の写しなどを提出する必要はありません。	☐

平成 24 年分「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート ②-2 増改築等用

このチェックシートは、平成 24 年中に贈与を受けた金銭に対して、「相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてその特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子である推定相続人（子が亡くなっているときには孫を含みます。）ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 4 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人から住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
4	平成 25 年 3 月 15 日までにあなたの居住の用に供する（供している）住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価又は工事の費用に充てましたか。 また、平成 25 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（その工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 (注) 「工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根を有し、建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
5	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240 ㎡以下）がありますのでご注意ください。	は い	いいえ
6	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき 45 ページの「添付書類一覧②-2」の「No.6」に掲げる書類により証明されたものですか。	は い	いいえ
7	増改築等に係る工事に要した費用の額は 100 万円以上ですか。 また、増改築等に係る工事に要した費用の額の 2 分の 1 以上が、あなたの居住の用に供される部分の工事に充てられていますか。	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

8	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれにも該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時に、日本国籍を有していること。 b 受贈者又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有したことがあること。	は い	いいえ
9	既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか。又は、平成 25 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。	は い	いいえ

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ

受贈者の氏名：

平成 24 年分「相続時精算課税選択の特例」の添付書類一覧 **③-2 増改築等用**

この添付書類一覧は、平成 24 年中に贈与を受けた金銭に対して、「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.1～9」は、44 ページのチェックシート③-2 の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1 ・ 2	○ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人であること	☐

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋に係る工事の請負契約書など増改築等 （その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。） をした相手方を明らかにする書類 （注） 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	☐
4 ・ 5	【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 登記事項証明書 （注）1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されている土地等を取得したときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。 【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了に準ずる状態の場合】 ○ 増改築等に係る工事の請負契約書などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類又はその写し ○ 増改築等に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限ります。） ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐
6	【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 次に掲げる いずれか の書類 ① 確認済証の写し ② 検査済証の写し ③ 増改築等工事証明書	☐
7	○ 増改築等に係る 工事の請負契約書 など（その増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの又はその写し）	☐

○「受贈者の居住」に関する事項

8 ・ 9	【平成 25 年 3 月 15 日までに居住した人】 ○ 受贈者の戸籍の附票の写し など （注） 増改築等の工事後の住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、増改築等の工事前後にその増改築等をした家屋に居住している（居住していた）ことを明らかにする書類に限ります。	☐
	【平成 25 年 3 月 15 日までに居住していない人】 ○ 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ○ 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐

◎ その他に必要な添付書類

10	○ 相続時精算課税選択届出書	☐
11	○ 受贈者の戸籍の附票の写し などで、受贈者が 20 歳に達した時以後又は受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類（上記「No.8・9」に掲げる書類により証されている場合は、重ねて提出する必要はありません。）	☐
12	○ 贈与者の住民票の写し などで、贈与者の氏名、生年月日を証する書類	☐
13	○ 贈与者の戸籍の附票の写し などで贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類 （注） 贈与者の住民票の写しを添付する場合で、平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、贈与者の戸籍の附票の写しなどを提出する必要はありません。	☐

平成 24 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」のチェックシート ㉞-1 新築又は取得用

このチェックシートは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）による住宅取得等資金の非課税（以下「震災に係る住宅取得等資金の非課税」といいます。）の適用に当たっての震災特例法固有のチェック項目を示したものです。

38 ページの「平成 24 年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉞-1」（以下「チェックシート㉞-1」といいます。）の「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人に対するチェック項目についての回答欄の左側のみに○があり（「4、7、11」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「7」のチェック項目は除きます。）には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者等」に関する事項

1	あなたの居住の用に供していた又は居住の用に供しようとしていた家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）していること。 ② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していること（①に該当する人を除きます。）。 ※ 上記①又は②の家屋について、次の欄に必要事項を記載してください（該当しない箇所は空欄のままで結構です。）。 〔家屋の所在地： 〕 〔損壊の程度： 〕 〔居住の用に供した日：平成 年 月 日 又は 居住の用に供しようとしていた日：平成 年 月 日〕 （注）「家屋」は、工事の完了に準ずる状態（「チェックシート㉞-1」の「6」の（注）参照）にあるものを含み、自己所有（持ち家）か他人所有（賃貸等）かを問いません。	は い	いいえ
2	【上記 1 の①に該当する人のみ記入してください。】 あなたが贈与を受けたのは、平成 24 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間ですか。	は い	いいえ
3	【上記 1 の②に該当する人のみ記入してください。】 あなたが贈与を受けたのは、警戒区域設定指示等が行われた日から警戒区域設定指示等の解除された日以後 3 か月を経過する日までの間ですか。	は い	いいえ
4	あなたは、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 12 月 31 日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか又は受けますか。	いいえ	は い
5	【平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 10 日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人のみ記入してください。】 適用を受けた「住宅取得等資金の非課税」の適用対象となった家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 適用対象となった家屋が、東日本大震災により滅失したことによって居住の用に供することができなくなったこと ② 適用対象となった家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことによって平成 23 年 12 月 31 日（平成 23 年 1 月 1 日から同年 3 月 10 日までの間に直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた人は、平成 24 年 12 月 31 日）までに居住の用に供することができなくなったこと ※ 適用を受けた家屋について、次の欄に必要事項を記載してください。 〔家屋の所在地： 〕 〔申告した税務署名： 税務署〕	は い	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項（「チェックシート㉞-1」の「7」に替わる要件）

6	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	は い	いいえ
---	--	-----	-----

○「非課税限度額」に関する事項（「チェックシート㉞-1」の「11」に替わる要件）

7	あなたは、平成 24 年分の贈与税の申告で初めて「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けますか。 （注）1 「はい」を○で囲んだ人は、「チェックシート㉞-1」の「11」で非課税限度額のチェックをしてください。 2 「いいえ」を○で囲んだ人の非課税限度額の計算は以下のとおりです。 〔平成 23 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた金額の合計額：① 円〕 〔（1,000 万円－①の金額）＝平成 24 年分の非課税限度額： 円〕	は い	いいえ
---	---	-----	-----

平成 年 月 日

フリガナ

受贈者の住所： 受贈者の氏名：

平成 24 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **㉔-1** **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、平成 24 年中に贈与を受けた金銭に対して、「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための**震災特例法固有の添付書類等**を確認する際に使用してください（「No.1、4・5・7」は、46 ページの「平成 24 年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-1」の番号に対応しています。）。

また、申告に際しては、下記の震災特例法固有の添付書類等に加え、39 ページの「平成 24 年分『住宅取得等資金の非課税』の添付書類一覧(A-1)」の「No.1～11」に掲げる書類を提出する必要があります。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者等」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1	次の区分に応じたそれぞれに掲げる書類 ① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）している人 イ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで住宅用の家屋が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの ロ その住宅用の家屋が滅失をした日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ハ その他参考となるべき事項を記載した書類 ② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在している人（①に該当する人を除きます。） イ 警戒区域設定指示等が行われた日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ロ その他参考となるべき事項を記載した書類	□
4・5・7	平成 22 年分以降の贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 (注) 添付書類として提出する必要はありません。	□

平成 24 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」のチェックシート ㉔-2 増改築等用

このチェックシートは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）による住宅取得等資金の非課税（以下「震災に係る住宅取得等資金の非課税」といいます。）の適用に当たっての震災特例法固有のチェック項目を示したものです。

40 ページの「平成 24 年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-2」（以下「チェックシート㉔-2」といいます。）の「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人に対するチェック項目についての回答欄の左側のみに○があり（「4、7、12」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「7」のチェック項目は除きます。）には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者等」に関する事項

1	あなたの居住の用に供していた又は居住の用に供しようとしていた家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）していること。 ② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していること（①に該当する人を除きます。）。 ※ 上記①又は②の家屋について、次の欄に必要事項を記載してください（該当しない箇所は空欄のままで結構です。）。 「家屋の所在地： _____」 「損壊の程度： _____」 「居住の用に供した日：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 又は 居住の用に供しようとしていた日：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日」 （注）「家屋」は、工事の完了に準ずる状態（「チェックシート㉔-2」の「6」の（注）参照）にあるものを含み、自己所有（持ち家）か他人所有（賃貸等）かを問いません。	は い	いいえ
2	【上記 1 の①に該当する人のみ記入してください。】 あなたが贈与を受けたのは、平成 24 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間ですか。	は い	いいえ
3	【上記 1 の②に該当する人のみ記入してください。】 あなたが贈与を受けたのは、警戒区域設定指示等が行われた日から警戒区域設定指示等の解除された日以後 3 か月を経過する日までの間ですか。	は い	いいえ
4	あなたは、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 12 月 31 日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか又は受けますか。	いいえ	は い
5	【平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 10 日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人のみ記入してください。】 適用を受けた「住宅取得等資金の非課税」の適用対象となった家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 適用対象となった家屋が、東日本大震災により滅失したことによって居住の用に供することができなくなったこと ② 適用対象となった家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことによって平成 23 年 12 月 31 日（平成 23 年 1 月 1 日から同年 3 月 10 日までの間に直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた人は、平成 24 年 12 月 31 日）までに居住の用に供することができなくなったこと ※ 適用を受けた家屋について、次の欄に必要事項を記載してください。 「家屋の所在地： _____」 「申告した税務署名： _____ 税務署」	は い	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項（「チェックシート㉔-2」の「7」に替わる要件）

6	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	は い	いいえ
---	---	-----	-----

○「非課税限度額」に関する事項（「チェックシート㉔-2」の「12」に替わる要件）

7	あなたは、平成 24 年分の贈与税の申告で初めて「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けますか。 （注）1 「はい」を○で囲んだ人は、「チェックシート㉔-2」の「12」で非課税限度額のチェックをしてください。 2 「いいえ」を○で囲んだ人の非課税限度額の計算は以下のとおりです。 〔平成 23 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた金額の合計額：① _____ 円〕 〔（1,000 万円－①の金額）＝平成 24 年分の非課税限度額： _____ 円〕	は い	いいえ
---	---	-----	-----

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

受贈者の住所： _____

フリガナ

受贈者の氏名： _____

平成 24 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **㉔-2** **増改築等用**

この添付書類一覧は、平成 24 年中に贈与を受けた金銭に対して、「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための**震災特例法固有の添付書類等**を確認する際に使用してください（「No.1、4・5・7」は、48 ページの「平成 24 年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-2」の番号に対応しています。）。

また、申告に際しては、下記の震災特例法固有の添付書類等に加え、41 ページの「平成 24 年分『住宅取得等資金の非課税』の添付書類一覧㉔-2」の「No.1～12」に掲げる書類を提出する必要があります。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

○「受贈者等」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1	次の区分に応じたそれぞれに掲げる書類 ① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）している人 イ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで住宅用の家屋が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの ロ その住宅用の家屋が滅失をした日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ハ その他参考となるべき事項を記載した書類 ② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在している人（①に該当する人を除きます。） イ 警戒区域設定指示等が行われた日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ロ その他参考となるべき事項を記載した書類	☐
4 ・ 5 ・ 7	平成 22 年分以降の贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 （注） 添付書類として提出する必要はありません。	☐